

導入 個人情報保護法の歴史

保護強化とデータ利活用の拡大、そのせめぎ合い

1

2003→2005
法成立・全面施行

法 法律の成立・
全面施行

- 利用目的の特定・本人同意
- 利用停止・安全管理・第三者提供規制
- 個人情報取扱事業者のルール

2

2015→2017
平成27年改正・全面施行

盾 保護と利活用の
枠組み強化

- 個人情報保護委員会の設置
- 匿名加工情報制度
- 「3年ごと見直し」を導入

3

2020→2022
令和2年改正・全面施行

⚠ 個人の権利・
安全性を強化

- 利用停止・消去請求権の強化
- 開示請求・漏えい報告義務
- 罰則を強化、個人関連情報を新設

4

2021→2023
令和3年改正

統 官民ルール
一元化

- 行政機関・独法・民間の法律統合
- 地方公共団体も共通ルールへ
- 個人情報保護委員会の一元的所管

5

2026改正案
今回

AI 「統計作成等」
特例が焦点

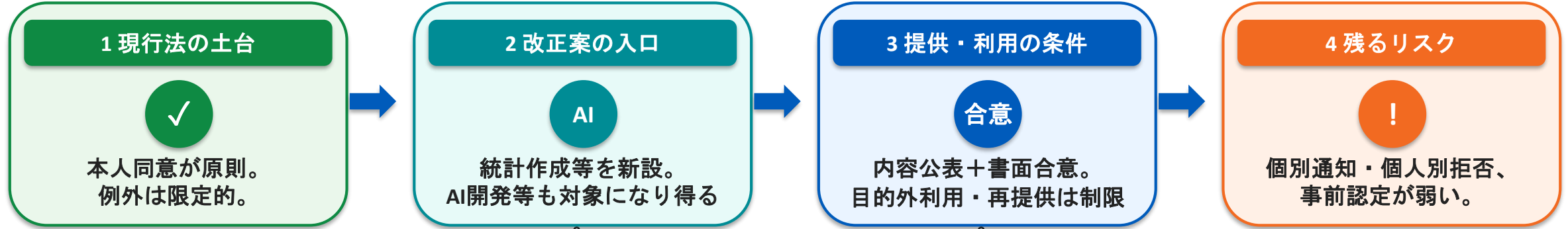
- 本人同意なしの利用・提供拡大
- 要配慮個人情報・AI学習への影響
- 課徴金・差止制度が争点

✓ これまでの流れ：保護強化を重ねてきた個人情報保護法
今回の改正案では「本人関与なきデータ流通」へ制度の重心が揺らぎうる

文 出典: 個人情報保護委員会「令和2年改正個人情報保護法について」「令和3年改正個人情報保護法について」「いわゆる3年ごと見直しについて」等

個人情報保護法改正案 全体像

何が緩み、何を補う必要があるのか



⚠ 本人の関与は「個別の同意」から「公表を見つけて理解する」側へ寄る。保護・救済の仕組みが追いつくかが焦点。

A 対象範囲の限定

「統計作成等」は、権利利益を害するおそれが少ないものとして規則で限定

B 本人関与の弱さ

一定事項の公表はあるが、
個別通知・個人別拒否はない

C 識別子・医療情報

氏名・住所等の削除義務、
医療法制並みの認定・守秘義務が課題

現行法との比較 — 何が変わるのか

性善説を前提に情報が流れやすい構造に

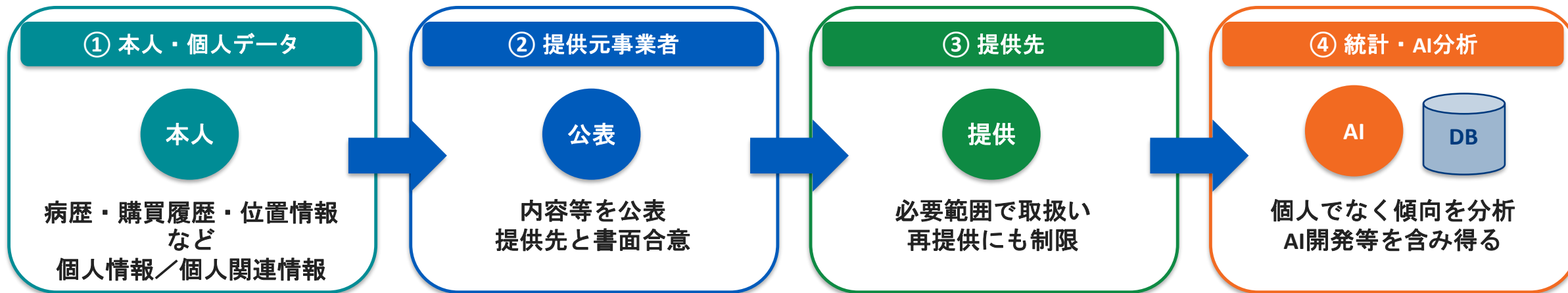
	現行法	改正案（統計作成等特例）
1 利用目的 目的外利用	利用目的の範囲内が原則。 目的外利用は本人同意が必要。	統計作成等に整理できるAI開発等では 本人同意なしの利用・提供が可能に。
2 第三者提供	本人同意が原則。 オプトアウトは通知・届出・停止機会が条件。	内容等の公表＋提供先との書面合意で可能。 個人情報委の事前認定・届出は不要。
3 要配慮個人情報	取得は本人同意が原則。 オプトアウト提供の対象外。	現に公開されている要配慮個人情報は、 統計作成等のため同意なし取得が可能に。
4 加工・本人関与	匿名加工・仮名加工など、 識別性を下げる選択肢が整備。	委員会規則で限定される範囲で、 未加工個人情報も提供対象となり得る。 個別通知・個人別拒否の仕組みなし（公表はあり）。

最大の变化：現行法の「本人同意・限定例外」という壁を、規則で限定される「統計作成等」特例が緩める構造。

文 出典: 改正法案概要・法律案要綱／個人情報ガイドライン（通則編）／N3検証レポート

「統計作成等」特例 — 制度上の流れと残る課題

公表義務はあるが、個別通知・個人別拒否は制度化されていない



制度上の条件・歯止め

- 「統計作成等」は権利利益を害するおそれが少ないものとして委員会規則で限定
- 一定事項の公表、提供先との書面合意が必要
- 公表された内容に必要な範囲を超える取扱いは禁止
- 提供後の再提供にも制限あり

残る要注意項目

- ⚠ 本人への個別通知はなく、自分のデータが対象か把握しにくい
- ⚠ 個人別に「拒否」する手続は制度化されていない
- ⚠ 個情委の事前認定・届出ではなく、自己確認＋公表に依存
- ⚠ 氏名・住所等の識別子削除は、法律上の明文義務としては未整備

要配慮個人情報 — 「公開情報」からも同意なし取得の対象に

病歴・信仰・犯罪歴など、デリケート情報の扱いが拡大する懸念

同意なし取得・提供の論点になり得る例



何が正確な論点か

！ 現行法
取得は原則本人同意。要配慮個人情報はオプトアウト提供の対象外。

！ 改正案
現に公開されている要配慮個人情報は、統計作成等のため同意なし取得が可能に。

！ 提供の場面
個人データに要配慮情報が含まれる場合も、統計作成等特例の枠内で提供対象となり得る。

！ 懸念
公開情報の再収集・集約・AI学習により、再識別や差別利用のリスクが高まる。

⚠️ ポイント：「公開されている」と、本人が二次利用・AI学習への利用を同意したことは同じではない。

次世代医療基盤法の保護水準を「別ルート」が崩す

公表・目的制限はあるが、認定・加工・本人関与との差が残る

次世代医療基盤法

本改正案「統計作成等特例」

1 事業者の審査

四大臣による厳格な審査・認定

事前認定なし
提供元の自己確認＋公表・書面合意

2 データの加工

匿名加工医療情報・仮名加工医療情報の制度

委員会規則で限定される範囲で、
加工義務なしの提供が論点

3 守秘義務

従業者に罰則付き守秘義務＋
個人情報保護委員会への協議義務

同等の罰則付き守秘義務は見当たらない

4 本人の関与

オプトアウト（拒否）が可能

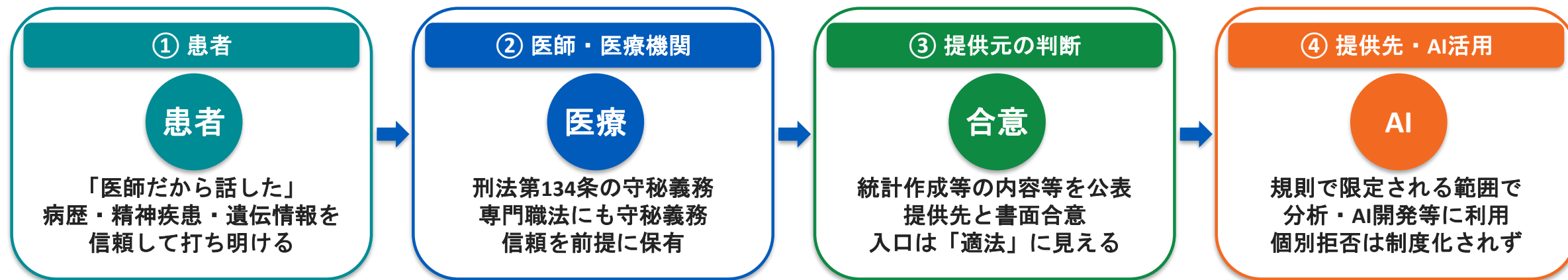
個別通知・個人別拒否の仕組みなし
（一定事項の公表はあり）

⚠️ 認定制度の外で「別ルート」が広がると、事前認定・加工・本人関与の水準差が医療情報流通の信頼を揺るがす。

文 出典: 次世代医療基盤法第52条・第57条／改正法案要綱／内閣府健康・医療戦略推進事務局 実績データ

医師の守秘義務（刑法第134条）を「裏口」から骨抜きに

制度上の条件と残るリスクを分けて整理



制度上は課される制限

- 公表された統計作成等に必要範囲を超えた取扱いは禁止
- 第三者への再提供にも制限あり
- 「統計作成等」は委員会規則で限定

それでも残るリスク

- ⚠ 患者への個別通知・個人別拒否がない
- ⚠ 医師の守秘義務・患者の信頼との整合が不透明
- ⚠ 医療法制並みの事前認定・罰則付き守秘義務がない

結論：医療情報は「入口の適法性」だけでなく、出口の利用統制・本人関与・守秘義務まで可視化する必要。

違反への抑止力 — 世界標準から大きく見劣り

EU・G7と比べて、日本の制裁・救済は弱い

EU・G7各国

地球

GDPR第83条の制裁金

最大で全世界年間売上高の **4%** または
2,000万ユーロ の高い方

差止

差止請求に相当する仕組み

G7

G7のすべての国に存在
(国会図書館調査)

日本（本改正案）

課徴金は「1,000人超の大規模違反＋違法収益あり」の場合のみ

安全管理義務違反・目的外利用・要配慮個人情報の不正取得は対象外

漏えいさせても課徴金を課せない

差止請求制度：個人情報委自身が検討資料に明記 → 法案から消失

団体訴訟制度：経団連等の反対で見送り

“ 全国消費者団体連絡会（2026年4月27日意見書）
「漏えいの多くは杜撰な安全管理に起因するため、この後退は大規模な漏えいへの抑止力を大きく弱める」

! 政府は「スモールスタート」と説明するが、
既に618万人分の医療情報が流通。

文 出典: EU一般データ保護規則第83条／改正法案第148条の3／全国消費者団体連絡会意見書（2026年4月27日）

参議院に求められる修正

「過度な断定」を避け、必要な保護を具体化する4つの要求

1

国

規則任せを国会で統制

「統計作成等」の範囲を定める委員会規則に、国会への事前報告・審査機会を設ける

2

ID

識別子削除・最小化

同意なき提供では、氏名・住所等の削除、提供項目の最小化、再識別防止措置を法定化する

3

人

本人関与を回復

公表だけでなく、個別通知・個人別拒否・利用停止/消去請求の実効的な仕組みを整える

4

医

医療・要配慮は上乘せ保護

医療情報・要配慮情報は、事前認定、監査、罰則付き守秘義務など保護水準を維持する

✓ データ利活用を進めるほど、「本人が知り、止め、救済を求められる」仕組みが不可欠。